

2 建設工事に県外業者が申請する場合

【建設工事（県外業者）の必要書類一覧】

No.	様式	書類名	提出部数
1	第1号	建設工事等入札参加資格審査申請書（申請書裏面様式含む）	1
2		経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書の写し ※通知書を申請中の場合については、総合評定値請求書類の写し	1
3	第1号 の2	社会保険加入状況申告書《該当者のみ》 ※経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書により、社会保険に加入していることが確認できない場合に提出（加入義務がない場合を含む。）	1
4	別紙	建設業許可通知書等の写し ・委任先を設ける場合は、委任先の営業所の建設業許可状況が分かる書類の写し	1
5	第2号 その2	工事経歴書	1
6	別紙	完成工事高集計表	1
7	別紙	対応表 No.1【平均完成工事高】 対応表 No.2【平均元請完成工事高】	1
8	第3号 その1	技術者経歴書※審査基準日の直前営業年度末現在	1
9	第4号 その1	営業所及び委任関係一覧表《該当者のみ》	1
10	別紙	委任状兼使用印鑑届《該当者のみ》	1
11		法人（個人）県民税、事業税及び自動車税の納税証明書（写し可） 《該当者のみ》	1
12		消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）	1
13	別紙	建設工事データ入力票 No.1 ※鉛筆書き 建設工事データ入力票 No.2 ※鉛筆書き 建設工事データ入力票 受任者《該当者のみ》 ※鉛筆書き	1

14	<p>法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイトHP (https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/) 画面の写し</p> <p>※国税庁法人番号公表サイト画面の写しについては、「法人番号」「商号又は名称」「本店又は主たる事務所の所在地」が記載されていること。</p>	1
----	--	---

提出にあたっての注意事項

- 1～12までを、番号順にA4判ファイル（紙製に限る。色の指定なし。）に綴り、背表紙には申請者名を記入すること。ただし、3及び9～11については、該当がある場合のみ提出すること。
- 13データ入力票は鉛筆書きとし、綴じずにクリップでまとめて別に提出すること。
- 書面審査の指定を受けた者は、上記によりまとめた書類一式を封筒に入れ、封筒に「**工事等入札参加資格審査申請書**」と朱書きの上、一般書留、簡易書留又はレターパックにより指定期日必着で郵送すること。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 各様式の記載例及び記入上の注意を、十分に確認してください。 ○ 受付した申請書の控え等を御希望の場合は、受付印を押印する書類等を、申請者において御用意願います。（書面審査の場合は返信用封筒も御用意願います。） |
|---|

(1) 工事入札参加資格審査申請書 (第1号様式)

第1号様式 (第6関係)

受付番号

建設工事入札参加資格審査申請書

記載例

申請日を記入

令和 6 年 10 月 1 日

・商号又は名称及び代表者氏名に必ずふりがなをふる。

・作成担当者には、会社内部で申請書記載内容を熟知している者を記載

・行政書士作成の場合、その旨記載し、申請者の委任状を添付

福島県知事

審査基準日現在有効な許可番号及び年月日を記入

許可を受けている建設業	大臣 許可	(特 - 4) 第 6789 号	令和 4 年 3 月 3 日 許可
	大臣 許可	(般 - 4) 第 6789 号	令和 4 年 3 月 3 日 許可

郵便番号 107-0052

住所 東京都港区赤坂〇-〇-〇

(ふりがな) とうきょうけんせつ

商号名称 東京建設株式会社

(ふりがな) とうきょう たろう

代表者職・氏名 代表取締役 東京 太郎

作成担当者 東北 一郎

電話番号 022-〇〇〇-〇〇〇

希望する工事種別	① 一般土木工事	② 舗装工事	3 建築工事	4 電気設備工事	5 暖冷房衛生設備工事	6 鋼橋上部工事
	7 橋上部工事	8 しゅんせつ工事	9 塗装工事	⑩ 法面処理工事	⑪ 上・下水道工事	12 清掃施設工事
	13 消雪工事	14 機械設備工事	15 通信設備工事	16 造園工事	17 さく井工事	18 グラウト工事

希望する工事種別の欄は、希望する工事種別の番号を○で囲む。(エクセルのプルダウンから選択可)

押印不要 (行政書士作成の場合は必要)

申請書裏面様式

※申請書の裏面に添付してください。

当社の状況については下記のとおりです。

申請日から過去3年間の状況について

裏面に申請書裏面様式を添付し、必要事項を記載すること

※基本受付の際は、全員添付すること

※追加受付の際は、新規に県の入札参加資格を申請する者のみ添付すること

(既に県の資格を有しており、希望工種の追加申請を行う場合は、添付不要)

該当あり	該当なし	内容
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	工事を粗雑にし、それ起因して公衆に損害(全治1か月以上若しくは入院2週間以上又は物損額50万円以上の被害)を与えたことがある。
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)違反により、代表者、役員又は従業員が刑事告発、逮捕又は公訴提起されたことがある。
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反し、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又は審決等を受けたことがある。
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	贈賄、公契約関係競売等妨害若しくは談合又は入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を書すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)違反の容疑により代表者、役員又は従業員が逮捕され又は逮捕を経ないで公訴提起されたことがある。
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、監督官庁から許可取消処分を受けたことがある。
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の規定に違反し、監督官庁から許可取消処分を受けたことがある。
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくはその関係者が経営に関与している又は業務に関し暴力団若しくはその関係者と連携したことがある。
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の全部又は一部に加入する義務があるが、いずれか1つ以上加入していないものがある。
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	上記の他、業務に関する法令違反により、代表者、役員又は従業員が逮捕され又は公訴を提起されたことがある。

記載上の注意

- 全項目について「該当あり」「該当なし」の欄のいずれかに○を付けてください。
- 一箇所でも「該当あり」の欄に○が付いた方は、事実の発生日や事実の詳しい内容が分かる書類を提出してください。(任意の様式で可。なお監督官庁等から処分等を受けている場合は、その通知等の写しを添付してください。)
- 事実の内容に応じて入札参加資格制限を行うことがあります。

記入上の注意

1. 申請年月日を記入すること。
2. 建設業の許可番号及び年月日は、審査基準日現在に有効な許可番号及び年月日を記入すること。
3. 希望する工事種別の欄は、希望する工事種別の番号を○で囲むこと。
4. 作成担当者は、会社内部で申請書記載内容を熟知している者の氏名を記載すること。なお、行政書士が作成した場合は、その旨を記載し、申請者の委任状を添付すること。
5. 商号又は名称及び代表者氏名には必ずふりがなをふること。
6. 裏面に申請書裏面様式を添付し、必要事項を記載すること。
 - ① 全項目について「該当あり」「該当なし」の欄のいずれかに○を付けること。
 - ② 裏面様式の一箇所でも「該当あり」の欄に○が付いた方は、事実の発生日や事実の詳しい内容が分かる書類を提出すること。
(任意の様式で可。なお監督官庁等から処分等を受けている場合は、その通知等の写しを添付してください。)
 - ③ 事実の内容に応じて入札参加資格制限を行うことがあります。
※基本受付の際は、全員添付すること。
※追加受付の際は、新規に県の入札参加資格を申請する者のみ添付すること。
(既に県の資格を有しており、希望工種の追加申請を行う場合は、添付不要。)

(2) 社会保険加入状況報告書 (第1号様式の2)

第1号様式の2 (第6条関係)		社会保険加入状況申告書			記載例	
営業所等の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号・事業所番号又は健康保険組合名(健康保険、年金保険)、労働保険番号(雇用保険)	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	健康保険	
本社	30人 (3人)	適用除外	○	○	健康保険	○○健康保険組合
福島営業所	10人 (1人)	適用除外	○	○	厚生年金保険	□□××××××
	()人				雇用保険	◇◇△△△△△△
	()人				健康保険	○○健康保険組合
	()人				厚生年金保険	××××××××
	()人				雇用保険	△△△△△△△△
	()人				健康保険	

保険加入の有無について

- ・届出済みである → 「○」
- ・届出していない → 「×」
- ・適用除外である → 「適用除外」

- ・法人の場合はその役員、個人の場合はその事業主を含め全ての従業員数(建設業以外に従事する者を含む。)を記載。
- ・()内には、役員又は個人事業主(同居の親族である従業員を含む。)の人数を内数として記載。

上記の内容に相違ありません。

令和6年10月1日

福島県知事

所在地 東京都港区赤坂〇-〇-〇

商号又は名称 東京建設株式会社

代表者職・氏名 代表取締役 東京 太郎

押印不要

記載要領

- 1 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数(建設業以外に従事する者を含む。)を記載すること。()内には、役員又は個人事業主(同居の親族である従業員を含む。)の人数を内数として記載すること。
- 2 「保険加入の有無」の「健康保険」の欄については、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合は「○」を、行っていない場合は「×」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「適用除外」を記入すること。ただし、健康保険法(大正11年法律第70号)第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。)については、記入を要しない。
- 3 「保険加入の有無」の「厚生年金保険」の欄については、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「○」を、行っていない場合は「×」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「適用除外」を記入すること。ただし、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。)については、記入を要しない。
- 4 「保険加入の有無」の「雇用保険」の欄については、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となつたことについての公共職業安定所の長に対する届出を行っている場合は「○」を、行っていない場合は「×」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「適用除外」を記入すること。
- 5 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては健康保険組合名)を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(○○支店等)一括」と記載すること。
- 6 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(○○支店等)一括」と記載すること。
- 7 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店(○○支店等)一括」と記載すること。

記載要領

1. 本様式は、経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書により、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していることが確認できない場合に提出する。(加入義務がない場合も含む。)
2. 「従業員数」の欄は、法人にあってはその役員、個人にあってはその事業主を含め全ての従業員数（建設業以外に従事する者を含む。）を記載すること。
（ ）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載すること。
3. 「保険加入の有無」の「健康保険」の欄については、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合は「○」を、行っていない場合は「×」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「適用除外」を記入すること。
ただし、健康保険法（大正11年法律第70号）第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。）については、記入を要しない。
4. 「保険加入の有無」の「厚生年金保険」の欄については、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「○」を、行っていない場合は「×」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「適用除外」を記入すること。
ただし、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。）については、記入を要しない。
5. 「保険加入の有無」の「雇用保険」の欄については、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったことについての公共職業安定所の長に対する届出を行っている場合は「○」を、行っていない場合は「×」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「適用除外」を記入すること。
6. 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては健康保険組合名）を記載すること。
ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。
7. 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。

ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（〇〇支店等）一括」と記載すること。

8. 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。

ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店（〇〇支店等）一括」と記載すること。

(3) 工事経歴書 (第2号様式その2 (県外業者用))

第2号様式 (第6関係)
その2 (県外業者用)

県の入札参加申請業種を記載

工事経歴書

営業年度を記入

記載例

(工事種別 一般土木工事) 5.4 ~ 6.3

発注者名	元請又は下請の別	工事名	工事場所のある都道府県	請負代金の額 (千円)	着工年月	完成 (予定) 年月
福島県	元請	道路改良工事 (県道〇〇線)	福島県	(250,561) 100,224	5年 4月	6年 3月
東北電力 (株)	元請	〇〇発電所用地拡張工事	"	62,981	5年 5月	5年 12月
		Σ				
		その他		17,637	年 月	年 月
		(福島県内 小計)		180,842	年 月	年 月
〇〇商事 (株)	元請	〇〇商事本社ビル土地造成工事	山形県	23,709	5年 6月	5年 11月
△△建設 (株)	下請	〇〇マンション土地造成工事	宮城県	22,357	5年 8月	5年 11月
		Σ				
		その他		5,563	年 月	年 月
		(元請 小計)		204,551	年 月	年 月
		(下請 小計)		27,920	年 月	年 月
		(合 計)		232,471	年 月	年 月

- ①福島県内の工事とその完成工事高の小計を記載
- ②福島県外の工事について記載

完成工事高の元請小計、下請小計、合計を記載
※福島県内小計も含めた金額を記載すること

完成工事高集計表に工事種別毎の完成工事高、
福島県内の完成工事高、元請完成工事高を転記
を転記すること

記載上の注

- 1 希望す
- 2 下請工
- 3 審査基
- 4 営業年
- 5 工事種別ごとに完成工事高に係る集計表を添付すること。

※①の福島県内で施工した工事がなくても、
その小計がゼロであることを欄内又は欄外に明記すること。

、努めて福島県内で施工した工事を記載する
(小計)を記載すること。

記入上の注意

1. 希望する福島県の工事種別ごと（18種別）に区分し、別葉に作成すること。
2. 下請工事については、発注者名の欄に元請業者名、工事名の欄に下請工事名を記載すること。
3. 経営事項審査の完成工事高の選択（2年平均又は3年平均）に合わせ、審査基準日の直前2年又は3年の各営業年度における完成工事（工事進行基準を採っている場合は未完成工事を含む。）について記入すること。なお、努めて福島県内で施工した工事を記載すること。
4. 福島県の工事種別ごとに、福島県内で施工した工事を記載し小計を記入すること。次に福島県外で施工した工事を記載すること。
記載する件数については、1年につき20件又は完成工事高の7割程度のいずれか少ない方を1件ごとに、残りを「その他」としてまとめて記入すること。
最後に営業年度ごとに当該工事種別の完成工事高の合計（内訳として元請・下請工事の小計）を記載すること。
※ 福島県内で施工した工事とは、工事現場が福島県内にあるものを指し、発注者が誰であるかは問わない。
※ 福島県内で施工した工事がない場合でも、その小計がゼロであることを明記すること。
5. 金額は消費税抜きとする。
6. 請負代金の額は、最終請負契約額を記入すること。
7. 共同企業体として請け負った工事は、出資割合で計算した金額を記載すること。この場合、全体請負額をカッコ書きすること。
8. 本用紙は、表面と裏面を両面印刷でA4判1枚として提出すること。
長辺綴じ（表面と裏面で、上下が逆になる）となるように作成すること。



○完成工事高集計表に工事経歴書の内容（工事種別毎の平均完成工事高・元請、下請完成工事高等）を転記すること。

※

福島県指定様式以外での作成も認めるが、その場合は、指定の記載事項及び方法を満たしていること。（記載例については、下図を参照）なお、経営事項審査等で使用した工事経歴書をそのまま使用する場合は、記載の工事1件毎に福島県の18業種との対応及び元請、下請の区分を明記し、福島県内で施工した工事の完成工事高の小計を記載するとともに、完成工事高の合計（内訳として元請・下請工事の小計）を記載すること。

(4) 完成工事高集計表

完成工事高集計表				記載例 2年平均の場合		
工事種別	営業年度	決算期	完成工事高	完成工事高 に対する 福島県内の完成工事高	完成工事高 に対する 元請完成工事高	単位：千円
一般土木工事	直近	5年度	232,471	180,842	204,551	
	2年前	4年度	105,598	20,523	84,332	
	3年前	年度				
	直前2年間(3年間)の 平均完成工事高		169,034	100,682	144,441	
建築工事	直近	5年度	651,486	0	481,631	
	2年前	4年度	547,687	0	362,409	
	3年前	年度				
	直前2年間(3年間)の 平均完成工事高		599,586	0	422,020	
法面処理工事	直近	5年度	32,211	0	26,687	
	2年前	4年度	12,297	0	12,297	
	3年前	年度				
	直前2年間(3年間)の 平均完成工事高		22,254	0	19,492	

※千円未満端数切り捨て

記入上の注意

- 各営業年度の工事経歴書から、福島県の工事種別毎に完成工事高、元請完成工事高などを転記すること。
- 経営事項審査の完成工事高の選択（2年平均又は3年平均）に合わせて記入すること。
- 平均完成工事高欄は、各決算期の金額を縦に集計して算出するものとする。なお、**千円未満の端数については、切り捨て**とする。
(端数処理により各決算期の横の計算が合わなくても良いものとする。)
- 4種別以上申請する者は、2枚以上となるため両面印刷でA4判1枚として提出すること。
長辺綴じ（表面と裏面で、上下が逆になる）となるように作成すること。



- 各工事種別の直前2年間（3年間）の平均完成工事高をデータ入力票 No2へ転記すること。
- 対応表の申込種別の縦欄合計と本様式の平均完成工事高が一致しているか確認すること。

(6) 対応表No.2【平均元請完成工事高】

記載例

会社名: 東京建設株式会社

単位:千円

○対応表 No.2【平均元請完成工事高】※平均完成工事高のうち平均元請完成工事高を記入します。
(経営事項審査申請業種と入札参加申込種別)

入札参加 申込種別	一般 土木	舗 装	装 建	築 設	電 設	気 備	暖 冷	房 上	鋼 部	橋 上	P・C 橋	し ゆ せ	ゆ ん つ	塗	装 処	法 理	面 上	上 ・ 下 道	掃 消	機 設	機 備	通 設	信 備	造	園	さ く 井	グ ウ	ラ ト	そ の 他	計
土 木 一 式											0																			0
アレスコンクリート																														0
建 築 一 式																														0
大 工																														0
左 官																														0
と び ・ 土 工																0														0
法 面 処 理																														0
石																														0
屋 根																														0
電 気																														0
管																														0
タイロ・れんが・ブロック																														0
鋼 構 造 物																														0
鋼 橋 上																														0
鉄 筋																														0
舗 装																														0
しゆんせつ																														0
板 金																														0
ガ ラ ス																														0
塗 装																														0
防 水																														0
内 装 仕 上																														0
機械器具設置																														0
熱 絶 縁																														0
電 気 通 信																														0
造 園																														0
さ く 井																														0
建 具																														0
水 道 施 設																														0
消 防 施 設																														0
溝 掃 施 設																														0
解 体																														0
そ の 他																														0
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

対応表No. 1【平均完成工事高】と同様に
元請平均完成工事高について作成します。

(7) 技術者経歴書 (第3号様式 (その1))

第3号様式 (その1)

県の入札参加申請業種を記載 技術者経歴書 記載例

(工事種別) 一般土木工事 R6.3.31 現在

通番	職名	氏名	年齢	法令による免許等		実務経歴	経験年月数	技術者区分							
				名称	取得年月日			1級	受講	監理補佐	基幹	2級	その他		
1	工務課長	福島 太郎	60	一般土木 施工管理 技士	S58.10.1	3-〇号国道改良工事 現場代理人 2-△川河川改良工事 現場代理人	39年 6月	○							
2	工務係長	福島 二郎	55	"	S63.8.1	3-△川河川改良工事 現場代理人 2-〇〇トンネル工事 現場代理人	34年 8月	○	○						
3															
4							年 月								
5							年 月								
6															
7							年 月								
							計	2	1	0	0	0	0	0	0
							合計	2	1	0	0	0	0	0	0

審査基準日の直前営業年度末現在について作成

経営事項審査で申請した区分の欄に○印を記入

「計」の欄には各ページの小計を記入
最後のページに各ページの合計を記入

希望工事種別に関するもののみ記載

同一の技術者は2つの工事種別まで技術者として申請できる

県の入札参加申請業種を記載

記入上の注意

- 申請する工事種別毎に作成し、審査基準日の直前営業年度末現在における技術者について記載すること。
- 原則として本様式により作成すること。ただし、工事種別の組み替えをせず、経営事項審査の技術者人数と同じく申請する場合に限り、指定外の様式でも可とする。
- 同一人が複数の工事種別の技術者要件を満たす場合は、2業種まで技術者として記載することができる。
 - ※ 経営事項審査で技術者として計上していない者や加点されている許可業種のうち、組み替えができない工事種別への技術者の記載はしないこと。
 - ※ 経営事項審査において内書きとして記載されている「プレストレストコンクリート」「法面処理」「鋼橋上部」については、技術者の数が、それぞれ「土木一式」、「とび・土工・コンクリート」、「鋼構造物」に含まれているので、これらの許可業種に基づいて申請する場合は、注意すること。
- 技術者経歴書には、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ又は第15条第2号イ、ハに該当し、

かつ常勤の職員のみ記載すること。(事業主、代表者等も含むことができる)。

5. 「法令による免許等」欄は、希望する工事種別に関するもののみ記載すること。
6. 「実務経歴」欄は、審査対象年度に当該技術者が従事した工事のうち最大のものを1年に1件記載するものとし、当該工事における工事名及びその者の地位を記載すること(事業主、代表者等は、職務内容でよい)。
7. 「技術者区分」は経営事項審査で申請した**1級、受講、監理補佐、基幹、2級、その他の区分の該当する欄に○印**を記入すること。**計の欄には各ページの小計を記入、各工事種別の最終ページにその合計を記載**すること。この合計をデータ入力票No.2に転記すること。
8. 本用紙は、表面と裏面を両面印刷でA4判1枚として提出すること。
長辺綴じ(表面と裏面で、上下が逆になる)となるように作成すること。

記入上の注意

1. 委任状の様式は標準例にある項目を具備していれば、任意の様式で構いません。
2. 委任する場合、見積入札・契約締結・代金請求受領の権限はすべて委任してください。
3. 受任者と代表者の**押印は省略可能**です。なお、**押印をする場合は契約時使用印鑑を使用**してください。
4. 建設工事、測量等の申請業種に関わる許可や登録が必要な場合は、委任先とできるのは、それらの許可や登録がある営業所等に限りです。
5. 委任先は、1カ所のみです。
6. 日付、宛先等も漏れなく記載してください。

記入上の注意

【各項目共通】

1. 記入にはエンピツを使用し、訂正する場合は、きれいに消してからすること。

2. 金額等の数字は右詰めで記入します。

例) 5678

						5	6	7	8
--	--	--	--	--	--	---	---	---	---

3. 括弧は、1文字として扱います。

例) (株)

(株)							
---	---	---	--	--	--	--	--	--	--

4. 濁音・半濁音のある文字は、濁点も含めて1文字とします。

また、拗音(ゃゅょ等)については、1文字として扱います。

例) 日本興業

ニ	ッ	ポ	ン	コ	ウ	ギ	ョ	ウ
---	---	---	---	---	---	---	---	---

5. 「データ入力票」の提出時の用紙サイズはA4判とします。

【各項目】

○H19以降の福島県建設工事入札参加資格登録について、「あり」「なし」「不明」のいずれかに丸をつけてください。

○上記が「あり」の場合は、有資格者コードを記入してください。
(有資格者コードが分からない場合は、空欄で結構です。)

○「受付番号」の項目は記入しません。

①法人番号

・13ケタの法人番号を記入します。

※国税庁法人番号公表サイト (<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>) から検索できます。

※登記事項証明書に記載の番号は12ケタですので、記入に使用しないでください。

②商号又は名称(カナ)

・申請書から転記します(申請書と一致します)。「カブシキカイシャ」等は省略します。

・記入欄を超える文字は欄外に続けて記入してください。

③商号又は名称(漢字)、④代表者職名、⑤代表者氏名(カナ)、⑥代表者氏名(漢字)

・申請書から転記します(申請書と一致します)。

・記入欄を超える文字は欄外に続けて記入してください。

・商号又は名称の「株式会社」等は略号で記入します。

株式会社：(株)、有限会社：(有)、合名会社：(名)

合資会社：(資)、合同会社：(同)、社団法人：(社)

財団法人：(財)、一般社団法人：(一社)、一般財団法人：(一財)

公益社団法人：(公社)、公益財団法人：(公財)

・氏名は、姓と名の間を1マス空けてください。

⑦住所(都道府県コード)、⑧住所(市町村コード)

・総務省が指定の地方公共団体コードにより、それぞれ記入します。

・都道府県コード：地方公共団体コードの左から1～2ケタ

・市区町村コード：地方公共団体コードの左から3～5ケタ

例) 東京都港区 団体コード 131032
 東京都 都道府県コード 13
 港区 市区町村コード 103

※下1桁(最も右の数字)は使用しません。

※コードは別紙のコード表(指定都市はコード表末に掲載)で確認してください。

※総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html>)でも確認できます。

⑨住所(都道府県名)、⑩住所(市区町村名)、⑪住所(大字～小字)、

⑫住所(丁目、番地)、⑬住所(建物名・部屋番号)、⑭郵便番号

- ・申請書から転記します(申請書と一致します)。
- ・なお、住所は、資格の認定通知書等の送付先となります。
- ・⑩「住所(市町村名)」は、郡名も記載します。
- ・⑪「住所(丁目、番地)」は、番地等は「-」(ハイフン)を使い、省略して記載します。

例) 1丁目2番3号 1-2-3

⑮電話、⑯FAX

- ・番号には「-」(ハイフン)をつけます。
- ・建設工事等の入札参加資格や入札・契約に関する連絡先になります。

⑰建設業許可番号

- ・経営事項審査の結果通知書から転記します。
- ・左側2ケタは、許可を受けた「都道府県コード」となります。大臣許可の場合は、「00」を記載してください。年号ではありませんのでご注意ください。

- ・右側6ケタは、右詰で記載してください。その際、許可番号が6ケタに満たない場合は、左から0を付記してください。

⑱建設業許可業種

- ・審査基準日現在で許可を受けている建設業について、記入します。
- ・一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を記入します。

※ 建設業許可業種一覧

土木工事業	土	鋼構造物工事業	鋼	絶縁工事業	絶
建築工事業	建	鉄筋工事業	筋	電気通信工事業	通
大工工事業	大	舗装工事業	舗	造園工事業	園
左官工事業	左	しゅんせつ工事業	しゅ	さく井工事業	井
とび・土工事業	と	板金工事業	板	建具工事業	具
石工事業	石	ガラス工事業	ガ	水道施設工事業	水
屋根工事業	屋	塗装工事業	塗	消防施設工事業	消
電気工事業	電	防水工事業	防	清掃施設工事業	清
管工事業	管	内装仕上工事業	内	解体工事業	解
タイル・れんが・ブロック工事業	タ	機械器具設置工事業	機		

⑲申請する発注種別

- ・申請する種別について、「1」を記載します。基本受付の場合は必ず「1」となります。
- ・追加受付においては、基本受付により既に資格の登録を受けている場合は、その業種に「2」、今回追加受付申請する業種に「1」を記入します。

記入上の注意

【各項目共通】

1. 記入にはエンピツを使用し、訂正する場合は、きれいに消してからすること。ただし、No.2の右上の申請者名は鉛筆書きでなくてもよい。

2. 金額等の数字は右詰めで記入します。

例) 5678

						5	6	7	8
--	--	--	--	--	--	---	---	---	---

3. 括弧は、1文字として扱います。

例) (株)

(株)							
---	---	---	--	--	--	--	--	--	--

4. 濁音・半濁音のある文字は、濁点も含めて1文字とします。
また、拗音（やゅょ等）については、1文字として扱います。

例) 日本興業

ニ	ッ	ポ	ン	コ	ウ	ギ	ョ	ウ	
---	---	---	---	---	---	---	---	---	--

5. 「データ入力票」の提出時の用紙サイズはA4判とします。

【各項目】

○「平均完成工事高」

・完成工事高集計表の「完成工事高」の平均完成工事高から転記します。

○「福島県内の平均完成工事高」

・完成工事高集計表の「完成工事高に対する福島県内の完成工事高」の平均完成工事高から転記します。

○「平均元請完成工事高」

・完成工事高集計表の「完成工事高に対する元請完成工事高」の平均完成工事高から転記します。

○「技術者数」

・技術者経歴書から転記します。
・技術者数については、延べ人数ではなく、実人数を記入します。

記入上の注意

【各項目共通】

○データ入力票No.1、No.2と同じです。

【各項目】

○基本的な記入方法は、データ入力票No.1と同じです。

○受任者がいる場合は、この入力票を作成します。

①委任先整理番号

・委任先は1箇所のみのため、「1」で固定、本データ入力票の作成枚数は1枚となります。

②受任営業所等（カナ）、⑤受任者氏名（カナ）

・当該入力票に記載する受任先営業所等、受任者氏名のフリガナを記入します。

③受任営業所等（漢字）、④受任者職名、⑥受任者氏名（漢字）

・「営業所及び委任関係一覧表」又は「委任状」から転記します（当該書類と一致します）。

⑦住所（都道府県コード）、⑧住所（市町村コード）、⑨住所（都道府県名）、⑩住所（市区町村名）、⑪住所（大字～小字）、⑫住所（丁目、番地）、⑬住所（建物名・部屋番号）、⑭郵便番号

・記入方法は、「データ入力票 No.1」同様です。
・⑨～⑭は、「営業所及び委任関係一覧表」又は「委任状」から転記（当該書類と一致）します。

⑮電話、⑯FAX

・記入方法は、「データ入力票 No.1」同様です。

⑰建設業許可業種

・「営業所及び委任関係一覧表」と一致します。
・記入方法は、「データ入力票 No.1」同様です。

※ 建設業許可業種一覧

土木工事業	土	鋼構造物工事業	鋼	熱絶縁工事業	絶
建築工事業	建	鉄筋工事業	筋	電気通信工事業	通
大工工事業	大	舗装工事業	舗	造園工事業	園
左官工事業	左	しゅんせつ工事業	しゅ	さく井工事業	井
とび・土工事業	と	板金工事業	板	建具工事業	具
石工事業	石	ガラス工事業	ガ	水道施設工事業	水
屋根工事業	屋	塗装工事業	塗	消防施設工事業	消
電気工事業	電	防水工事業	防	清掃施設工事業	清
管工事業	管	内装仕上工事業	内	解体工事業	解
タイル・れんが・ブロック工事業	タ	機械器具設置工事業	機		

⑱受任する発注種別

・当該入力票に記載した受任者に受任させたい種別について、「1」を記載します。基本受付の場合は必ず「1」となります。
・追加受付における記入方法は、「データ入力票 No.1」同様です。

⑲「受任地域」

・「全県内」となります。一部地域のみ委任はできません。

(13) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

- ア 入札参加資格審査における審査基準日の直前営業年度に係る経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「通知書」という。）の写しを提出すること。
- イ 上記を満たすのは、経営事項審査の審査基準日が次の期間内にあるものです。

受付区分	経営事項審査の審査基準日が属する機関
基本受付	令和5年7月1日～令和6年6月30日
第1回追加受付	令和6年1月1日～令和6年12月31日
第2回追加受付	令和6年7月1日～令和7年6月30日
第3回追加受付	令和7年1月1日～令和7年12月31日

- ウ 通知書を申請中の場合は、総合評定値請求書類の写しとして、「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」の写し、「工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高」の写し、「その他の審査項目（社会性等）」の写しを提出し、通知書入手後、速やかに当該通知書を提出すること。

(14) 建設業許可通知書の写し

- ア 審査基準日において有効な建設業許可通知書の写し。
- イ 委任先を設ける場合は、委任先の営業所の建設業許可状況が分かる書類の写し。

(15) 法人（個人）県民税、事業税及び自動車税納税証明書（写し可）

- ア 委任先かどうかに関わらず、福島県内に営業所等がある場合は提出が必要です。福島県内に営業所等がなく、福島県に納めるべき税金が発生しない場合は提出不要です。
- イ 「納税証明書」は、申請日から遡って3ヶ月以内に課税地を所轄する福島県各地方振興局県税部で発行されたものとする。
- 例：郡山市に営業所がある場合 県中地方振興局県税部（郡山合同庁舎 郡山市内）
- ウ 証明事項は、法人（個人）県民税、法人（個人）事業税と自動車税とする。審査基準日の直前1年間における、福島県に納付し又は納付すべき額として確認したものとすること。ただし、自動車税については、納期限が到来している直近分のものとする。
- ※ 自動車税について、リース車等により課税の対象とならない場合は、「課税なし」の証明を受けてください。
- エ 証明事項及び証明書は、「未納がないことの証明」でも可とする。
- オ 未納がある場合は、入札参加資格審査の申請ができません。

(16) 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）

- ア 「納税証明書」は、申請日から遡って3ヶ月以内に申請者の主たる営業所所在地を所轄する税務署で発行されたものとする。ただし、審査基準日直前営業年度の経営事項審査を申請した時に添付した納税証明書で未納がないことを確認できる場合は、その写しを使用することができるものとする。

- イ 証明事項は、消費税及び地方消費税とする。審査基準日の直前1年間における、納付し又は納付すべき額として確定したものとすること。
- ウ 納税証明書の様式は、税額の証明書（その1）又は未納がないことの証明（その3、その3の2、その3の3）とする。
- エ 納税の猶予を受けている場合であって、証明書で当該事実を確認できない場合にあつては、納税猶予の決定通知の写しを納税証明書に添付すること。
- オ **未納がある場合は、入札参加資格審査の申請ができません。**

(17) 法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイトHP画面の写し

- ア 国税庁法人番号公表サイトHP (<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>) 画面の写しについては、「法人番号」「商号又は名称」「本店又は主たる事務所の所在地」が記載されているものを用意してください。